

# 3 教科書制度

\*エジプトの教科書制度が日本と大きく異なる点の一つは、エジプトが実質的に国定教科書の制度をとっていることでしょう。日本では、複数の会社が文部科学省の検定を受けた教科書を発行し、各地の教育委員会等が最適なものを選んで使用する制度になっていますが、エジプトの教科書は各教科につき1種類であり、全国一律の教科書が用いられています。教材を国家管理する方針は徹底しており、法律では、国が定めたカリキュラムを掲載した教材を、勝手に出版、配布、販売、提示した場合、発行者は禁固または罰金等の罰則を受けるとされています。エジプトでは、国が配布する教材以外の使用は制度上厳しく制限されています(1964年法第10号)。

\*エジプトの教科書の審査にあたっては、教育・教育技術省(以下、教育省)内外のメンバーで構成される「教科用図書・出版物および教育方法常設委員会」が設置されることになっています(2014年教育省令第263号)。法律によると、新しい教科書の採択プロセスはおおまかに次のようになっています。

- ①まず、教育省は、教科ごとに教科書の審査員メンバーを決めて、教科書候補を審査するグループを作ります。
- ②次に、グループの審査員は各自で教科書を審査し、報告書を作成します。報告書には、教科書の合格/不合格を示した根拠と、100点満点の点数をつけます。
- ③その上で、先ほどの報告書を全委員が参加する会議でさらに検討し、各書籍の最終評価を下します。その際、審査員が各書籍につけた評点を考慮し、各書籍に加えるべき修正点をあげます。また、書籍が不適格となった場合には、その理由を明らかにします。

法律の中で示されている教科書審査のプロセスは、日本の教科書検定と似通っている部分もあるように感じます。例えば、日本の教科書検定の制度においても、検定を受ける教科書は、場合によって検定意見や不合格の決定を受けることがあります。また、そのプロセスに多くの専門家や文部科学省(エジプトの場合は教育省)の関係者が関わっている点や、教科書の(実質的な)使用義務がある点も共通しているように思います。ただ、日本の検定教科書の場合とエジプトで大きく違う点としては、先ほども述べたように日本の場合は複数教科書の中から各地の教育委員会が教科書を選びます。しかし、エジプトでは、全国一律の教科書であり、私立学校であってもこの教科書を用いて授業する必要があります。一つの学校で子どもたちが教科書を手にするまでのプロセスに、国や政府が責任を持って関与するという点は日本もエジプトも共通していますが、使用する側の人々がいくつかの選択肢を持っているかどうかという点で、両国の教科書制度には大きな違いがあるように思います。